

ご挨拶

「ADR検討会」のパブコメをみて



日本弁理士会副会長 石田喜樹

本年度もはや半ばを過ぎ、名古屋から通う身としてはようやく二重生活も苦にならなくなってきたところです。あと少し、後半戦を乗りきるため若干疲労気味の体にムチをいれゴール目指してまっしぐらという心境です。

さて、担当の会務の方もほぼ順調に推移しており、各委員長さんには大変感謝致しております。又お預かりしている財務も今のところは恙なく執行されています。通常ですと、各担当委員会の中間報告ということになりますが、予定通り順調に進行中とだけ述べさせていただいて報告とし、代わりに、私がオブザーバとして出席している「ADR検討会（司法制度改革推進本部）」の報告をさせていただきます。

ADR検討会は、一昨年から継続して開催されており、ADR基本法の制定に向けた司法制度改革推進本部の検討会の1つであります。既に20回を超える会議が開催され、8月末には「総合的なADRの制度基盤の整備について」の意見募集（パブコメ）がありました。日本弁理士会としてもADR推進機構の委員長名で意見書を提出し、9月末にはヒアリングが行われました。論点は多義に亘り、例えば、「ADRにおける和解に対する執行力の付与を認めるか」とか、「ADRを利用している間の訴訟手続の中止を認めるか」という論点もありました。その中で、「ADR主宰業務・代理業務等につき弁護士法72条の特例を設けるべきか」という論点があり、それについて、司法書士会や税理士会等の各隣接法律専門職団体からも意見が出されましたが、各士業毎にその内容や表現に微妙な違いがあり若干の温度差が感じられましたので、ここに紹介致します。

<日本弁理士会>

日本弁理士会は、既に日本弁護士連合会と共催で日本知的財産仲裁センターを主宰しており、又新弁理士法にて代理業務が可能であることから、殊更、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止を定めた弁護士法72条（以下72条という）の特例を設けることについて固執することはないが、ADRの拡充・活性化を前提として考えると、72条によって担保される法的知識よりも、紛争分野に関する専門的知見、調整能力・調停技術等の紛争解決に関する専門的知見の活用をより一層重視していくべきであるとの考えから、特例規定を設ける、との意見に賛成であると表明した。

<日本行政書士会連合会>

特例を設けなければ、弁護士のみしかADRを主宰できないことになり、弁護士以外の者が安心してADRに携われなくADRの発展性はない。特例規定はADR基本法の中に規定すると共に、各個別法での対応と合わせて規定することが望ましい。

<日本司法書士会連合会>

ADR主宰業務に関し72条の特例を設けるに際し、要件として弁護士の関与・助言を求めるのであれば、認定司法書士は弁護士と同様の位置付けで、関与・助言が可能となるような取扱いがされるべきである。

<日本土地家屋調査士連合会>

弁護士以外の者がADRの主宰者になること、その専門分野においては代理人となることが可能であることを明確にしていきたいと要望する。

72条の趣旨は尊重するが、すべての紛争解決の場面に弁護士の関与を求めることはむしろ弁護士に過度

な負担を強いることになり問題がある。一定の適格性を認知されたADR機関では、弁護士の関与を義務付けることから解放することにより、他の弁護士の関与を必要としている分野にエネルギーを集中させることができる。

<日本税理士会連合会>

弁護士でない者が、安定的に、報酬を得る目的でADR主宰業務を行うためには、ADRに関する基本法上に、特例規定が設けられなければならない。

この場合、72条の趣旨目的を損なわない範囲で、専門的知見を有する者に対して、弁護士の関与・助言を前提としたADR主宰業務を認める制度として構築すべきである。

こうした措置が図られることにより、税理士が弁護士と共同してADRの主宰者となり、様々な紛争の解決に当ってより専門的知見を活かすことが可能となる。

弁護士の関与・助言を得ることなく、税理士単独で行うことができるよう税理士法上に規定を設けるとする考え方は、税理士の使命の規定と整合しないから採用すべきではない。

代理は主宰よりも高度な法律分野の専門能力が必要とされると考えられる。税理士は必ずしも紛争解決に関する法律全般の知識、技術に習熟しているとはいえないことから、ADR代理業務を行うことは適当ではない。

<社会保険労務士会>

専門家の知見を活用してのADRという基本的方向を明示して72条の特例を設けるべきである。同時に、ADRを担う専門家の一員として社会保険労務士を明示し、ADR業務ができるよう社会保険労務士法に規定する必要がある。

又代理業務に関しても、法整備をし、それができるところを明確に定められたい。

<日本不動産鑑定協会>

72条の特例を設けることは、ADRが裁判と並ぶ魅力ある紛争解決手段となるためには、是非必要と考えます。

代理業務を法律分野に高度の専門能力を有するものと評価できる専門職種に関し行うことができる旨の規定を設けることは、ADRの健全な発展のためには必要と考えます。

<在日米国商工会議所>

ADRの主宰者については、弁護士資格の有無を問わないというのが自然発生的に確立されたグローバルスタンダードである。米国では、そもそもADRの主宰は弁護士の独占業務とされる法律業務ではない。このような制限を設けると、日本はADRに関し国際的競争力を失うことになるであろう。

引き続き翌週に行われたヒアリングでは、

<法務省>

72条の特例を設けるという方向には異論ないが、その内容は、同条の趣旨を損なわないものであり、かつ明確なものであることが必要である。また、主宰と代理は性質に相違があり、特例を設ける必要性も異なる。今後、具体的に特例の内容・要件を検討するに当たっては、これらを充分留意し、個別的に検討する必要がある。

と、当り障りのない意見を述べており、守る側の

<日本弁護士連合会>は、

手続主宰者の資格要件に関し、弁護士以外の多様な専門性・能力を持った方に手続主宰者として活躍いただけるよう72条を緩和し、弁護士の一定関与を条件として一般的に緩和する。専門家の専門能力の活用という要請は、現に弁護士会仲裁センタ等で行われているように、鑑定人や助言者として活躍していただくことが現実的な方法であるし、さらに弁護士の関与のもとに手続主宰者として活躍していただく道も開かれるとすると、本来それで充分ではないかと考えられる。単にその分野の専門家だからということで、無条件に業としての手続主宰を認めることは適切ではない。

手続代理についても、代理人には、高度の職業倫理が要求され、72条はまさに代理の局面で最も問題とされてきたところであって、ADRだからと言っ

ご挨拶

て、無原則に72条を緩和してよいということにはならない。ここでも、その分野の専門家だからということだけで、代理業務が認められるわけではない、と意見を述べた。

以上が各団体の意見の要約ですが、既にADRを主宰し代理業務を取り込んでいる団体と、そうでない団体との要望の違いや、日弁連との関係に配慮したと思われる言い回しの違い等が微妙に表われていて

興味深く思われます。

各士業団体間における業際の問題は、規制緩和やユーザーフレンドリ-の名のもとに徐々に解決されようとしています。まだまだ局地戦は終わってはおらず、攻めれば攻められる、守りに徹すれば攻めきれないというジレンマに陥っています。わが日本弁理士会においても望ましい将来のかたちを見据えて戦っていかなくてはならず、当分の間は緊張感の持続が必要かと痛感する次第です。